

# 令和8年第1回定例会全員協議会資料

日 時:令和8年2月5日(水)14時00分  
場 所:大分県医師会館6階 研修室I

## 実施状況等について

- (1)令和7年度 各月末現在の被保険者数
- (2)令和7年度 給付の状況
- (3)令和7年度 保険者機能強化事業
- (4)令和8年度 保険者機能強化事業
- (5)令和8・9年度保険料率(案)について

## 【実施状況等について】

### (1)令和7年度各月末現在の被保険者数

	転入	生保廃止	年齢到達	その他	4月末計	再掲								
						65歳～74歳	被扶養者	一般 I	一般 II	現役並み I	現役並み II	現役並み III	低所得 I	低所得 II
4月中増	54	16	1,295	26	210,191	911	2,117	63,244	34,188	7,096	1,789	1,849	37,069	64,956
	転出	生保開始	死亡	その他		0.43 %	1.01 %	30.09 %	16.27 %	3.38 %	0.85 %	0.88 %	17.64 %	30.90 %
4月中減	73	31	1,031	6	210,392	893	2,026	63,321	34,274	7,165	1,801	1,860	36,988	64,983
	転入	生保廃止	年齢到達	その他		0.42 %	0.96 %	30.10 %	16.29 %	3.41 %	0.86 %	0.88 %	17.58 %	30.89 %
5月中増	42	16	1,236	16	210,595	876	2,014	63,356	34,358	7,216	1,820	1,881	36,903	65,061
	転出	生保開始	死亡	その他		0.42 %	0.96 %	30.08 %	16.31 %	3.43 %	0.86 %	0.89 %	17.52 %	30.89 %
5月中減	57	26	970	7	210,912	865	1,992	63,441	34,474	7,277	1,836	1,891	36,816	65,177
	転入	生保廃止	年齢到達	その他		0.41 %	0.94 %	30.08 %	16.35 %	3.45 %	0.87 %	0.90 %	17.46 %	30.90 %
6月中増	42	12	1,158	12	211,400	858	1,955	63,082	37,275	7,236	1,758	1,934	35,964	64,151
	転出	生保開始	死亡	その他		0.41 %	0.92 %	29.84 %	17.63 %	3.42 %	0.83 %	0.91 %	17.01 %	30.35 %
6月中減	51	24	891	8	211,840	846	1,931	63,142	37,444	7,318	1,766	1,945	35,904	64,321
	転入	生保廃止	年齢到達	その他		0.40 %	0.91 %	29.81 %	17.68 %	3.45 %	0.83 %	0.92 %	16.95 %	30.36 %
7月中増	31	25	1,331	12	211,840	846	1,931	63,142	37,444	7,318	1,766	1,945	35,904	64,321
	転出	生保開始	死亡	その他		0.40 %	0.91 %	29.81 %	17.68 %	3.45 %	0.83 %	0.92 %	16.95 %	30.36 %
7月中減	52	33	967	5		846	1,931	63,142	37,444	7,318	1,766	1,945	35,904	64,321
	転入	生保廃止	年齢到達	その他		0.40 %	0.91 %	29.81 %	17.68 %	3.45 %	0.83 %	0.92 %	16.95 %	30.36 %
8月中増	29	15	1,428	16	211,840	846	1,931	63,142	37,444	7,318	1,766	1,945	35,904	64,321
	転出	生保開始	死亡	その他		0.40 %	0.91 %	29.81 %	17.68 %	3.45 %	0.83 %	0.92 %	16.95 %	30.36 %
8月中減	39	20	907	3	211,840	846	1,931	63,142	37,444	7,318	1,766	1,945	35,904	64,321
	転入	生保廃止	年齢到達	その他		0.40 %	0.91 %	29.81 %	17.68 %	3.45 %	0.83 %	0.92 %	16.95 %	30.36 %
9月中増	32	16	1,421	20	211,840	846	1,931	63,142	37,444	7,318	1,766	1,945	35,904	64,321
	転出	生保開始	死亡	その他		0.40 %	0.91 %	29.81 %	17.68 %	3.45 %	0.83 %	0.92 %	16.95 %	30.36 %
9月中減	41	29	949	5		846	1,931	63,142	37,444	7,318	1,766	1,945	35,904	64,321
	転入	生保廃止	年齢到達	その他		0.40 %	0.91 %	29.81 %	17.68 %	3.45 %	0.83 %	0.92 %	16.95 %	30.36 %

#### ●被保険者数の対前月増減状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月
195	201	203	317	488	440

#### ●4月以降の月平均

年齢到達	死亡
1,312	953

再掲														
	転入	生保廃止	年齢到達	その他	10月末計	65歳～74歳	被扶養者	一般 I	一般 II	現役並み I	現役並み II	現役並み III	低所得 I	低所得 II
10月中増	47	23	1,438	30	212,198	843	1,908	63,178	37,526	7,394	1,787	1,958	35,852	64,503
						0.40 %	0.90 %	29.77 %	17.68 %	3.48 %	0.84 %	0.92 %	16.90 %	30.40 %
10月中減	転出	生保開始	死亡	その他	212,526	839	1,900	63,192	37,635	7,463	1,810	1,974	35,791	64,661
	54	47	1,042	14		0.39 %	0.89 %	29.73 %	17.71 %	3.51 %	0.85 %	0.93 %	16.84 %	30.42 %
11月中増	転入	生保廃止	年齢到達	その他	11月末計	65歳～74歳	被扶養者	一般 I	一般 II	現役並み I	現役並み II	現役並み III	低所得 I	低所得 II
	36	21	1,412	12		839	1,900	63,192	37,635	7,463	1,810	1,974	35,791	64,661
11月中減	転出	生保開始	死亡	その他	212,756	828	1,884	100,986	37,787	7,533	1,825	1,984	35,667	64,761
	60	18	1,048	2		0.39 %	0.89 %	47.47 %	17.76 %	3.54 %	0.86 %	0.93 %	16.76 %	30.44 %
12月中増	転入	生保廃止	年齢到達	その他	12月末計	65歳～74歳	被扶養者	一般 I	一般 II	現役並み I	現役並み II	現役並み III	低所得 I	低所得 II
	35	25	1,443	10		828	1,884	100,986	37,787	7,533	1,825	1,984	35,667	64,761
12月中減	転出	生保開始	死亡	その他										
	41	26	1,158	7										
1月中増	転入	生保廃止	年齢到達	その他										
1月中減	転出	生保開始	死亡	その他										
2月中増	転入	生保廃止	年齢到達	その他										
2月中減	転出	生保開始	死亡	その他										
3月中増	転入	生保廃止	年齢到達	その他										
3月中減	転出	生保開始	死亡	その他										

①令和7年3月末から令和7年12月末までの増減… +2,760人  
(令和6年度同期間の増減 +3,784人)

②令和7年3月末から令和7年12月末までの月平均増減… 約306人増  
(令和6年度同期間の月平均増減 約420人増)

#### ●被保険者数の対前月増減状況

10月	11月	12月	1月	2月	3月
358	328	230			

#### ●4月以降の月平均

年齢到達	1,351	死 亡	996

被保険者数	
令和6年12月末	208,667人
令和7年12月末	212,756人
増減	4,089人
 増減 平均	
令和6年3月末(204,883人)	～ 令和6年12月末(208,667人)
令和7年3月末(209,996人)	～ 令和7年12月末(212,756人)
	-1,024人 135人
分母月数『9か月』で平均算出	

(2) 令和7年度 給付の状況

(単位:円)

令和7年12月10日 現在

① 療養給付費	② 療養費	③ 高額療養費	④ 高額療養費 (外来年間合算)	⑤ 高額介護合算療養費	一人当たり費用額	⑥ 葯祭費
月	保険者負担額	保険者負担額	件数	支給金額	件数	支給金額
令和7年3月	16,816,512,889					
令和7年4月	16,668,860,928	73,158,025	31,882	161,072,777	1	1,037
令和7年5月	16,492,691,500	74,505,480	55,224	1,053,465,376		
令和7年6月	16,347,486,971	76,466,910	58,089	1,058,338,791		
令和7年7月	17,279,364,247	77,170,345	57,312	1,057,308,642	9	268,466
令和7年8月	16,248,507,852	76,205,343	56,510	1,041,802,620	6	116,313
令和7年9月	16,688,500,780	76,239,877	58,028	1,113,702,850		
令和7年10月	17,338,338,628	72,240,627	58,731	1,076,257,533		
令和7年11月		74,077,294	57,228	1,089,563,398	1,417	41,469,565
令和7年12月						
令和8年1月						
令和8年2月						
令和8年3月						
令和8年4月						
過年度再振分		0	0	0	0	0
現年度戻入分		0	0	0	0	0
合計	133,880,263,795	600,063,901	433,004	7,651,511,987	1,433	41,855,381
①令和7年度平均	16,735,032,974	75,007,988	54,126	956,438,998	179	5,231,923
②令和6年度平均	16,067,372,031	75,354,417	51,510	890,476,562	170	4,951,005
① - ②対前年	667,660,943	△346,429	2,616	65,962,436	9	280,918
年度平均伸率	4.16%	△0.46%	5.08%	7.41%	5.37%	5.67%
					6.55%	16.47%
					2.12%	2.12%
					△2.78%	△2.77%
					978	19,560,000
					1,006	20,117,500
					1,910	△ 28 △ 557,500

### (3) 令和7年度保険者機能強化事業

(ア) レセプト点検	
事業内容	大分県後期高齢者医療広域連合レセプト点検調査実施計画及び診療報酬明細書点検調査事務処理要領に基づき、保険医療機関から提出される毎月約500,000件のレセプトを点検し、給付の適正化を図った。
委託先	大分県国民健康保険団体連合会

(イ) 第3者求償事務（交通事故等）	
事業内容	交通事故等の第三者の不法行為によって保険給付が生じた場合、保険者（広域連合）が立替えた医療費等を加害者に対して、損害賠償請求を行った。
委託先	大分県国民健康保険団体連合会
実績	収入済額 141,603,218円（11月末現在）

(ウ) 医療費通知				
事業内容	自身の健康と負担した医療費に対する認識の向上を目的に、被保険者に対して医療費通知を送付した。			
実施時期	年3回（6月、10月、2月）、それぞれ4ヶ月分を発送			
対象者	医科、歯科、調剤、訪問看護、柔整、あん摩マッサージ、はり・きゅう、入院時の食事・生活療養費の受診者			
実績	送付時期 ・内容	6月末発送 R6.12月～R7.3月診療分	10月末発送 R7.4月～7月診療分	2月末発送 R7.8月～11月診療分
	送付数	206,723通	209,034通	(発送予定)

(エ) 健康診査						
事業内容	被保険者（入所者、長期入院者は除く）に対し、問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査（血清クレアチニン、eGFR及び血清アルブミンを含む）と詳細検査項目（医師の判断に基づき実施する項目）として心電図検査・貧血検査・眼底検査を契約医療機関又は各市町村が行う集団健診で実施する。受診率向上のため、広報を積極的に行い、被保険者に対し受診行動を促す。					
実施時期	令和7年4月1日～令和8年3月31日					
実施場所	①集団方式：市町村が行う健康診査と同じ場所 ②大分県医師会及び大分県医師会非会員医療機関：474機関					
対象者	被保険者（入所者、長期入院者等は除く）					
実施方法	無料で受診できる健康診査受診券を交付し、契約医療機関等において健康診査を受診する。					
委託先	大分県医師会及び大分県医師会非会員の医療機関(1医療機関)					
実績	計画策定期 実績	目標値				
		2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)	2027年度(R9)	2028年度(R10)
	25.8%	26.0%	27.0%	28.0%	29.0%	30.0%
		(受診率 1%/年 向上)				
	対象者数(人)	190,684	195,523			
	受診者数(人)	53,765	30,117			
	受診率(%)	28.2	15.4			

(才) 健康診査受診勧奨							
事業内容	特定健診等データ管理システム、KDBシステムを活用し、健康診査未受診かつ、前年度に医療機関の受診歴がない等の条件を付して対象者を抽出し、健康診査の受診勧奨通知を送付する。						
実施時期	令和7年10月31日						
実施方法	健康診査受診勧奨通知に、健康診査受診券機能を追加した通知を送付する。						
対象者	当年度を含む過去10年前から健康診査未受診者のうち、77歳以上90歳未満で入院入所しておらず、がん・人工透析・I型糖尿病・統合失調症・うつ病・認知症を除く要介護2までの者						
実績	計画策定期 実績	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
	5.71%	維持または増加					
	対象者数(人)	4,007	27,921				
	勧奨後受診者数(人)	154					
	健診受診率(%)	3.8					

(力) 歯科口腔健診事業							
事業内容	事業の対象となる被保険者に対して、歯科口腔健診受診券を送付し、契約歯科医療機関において歯科口腔健診を実施する。						
実施時期	令和7年7月1日～令和7年12月27日						
実施場所	大分県歯科医師会及び大分県歯科医師会非会員の歯科医療機関：384機関						
対象者	当該年度に76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える被保険者（施設入所・長期入院等 除く）						
実施方法	対象者に歯科口腔健診受診券を送付し、契約歯科医療機関で実施期間中に1回、無料で歯科口腔健診を受診する。						
委託先	大分県歯科医師会及び大分県歯科医師会非会員(8医療機関)の歯科医療機関						
実績	計画策定期 実績	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
	13.4%	13.5%	14.0%	14.5%	15.0%	15.5%	16.0%
	受診率 0.5%／年向上						
	対象者数(人)	45,756	47,069				
	受診者数(人)	4,369	3,176				
	受診率(%)	9.55	6.75				

## (キ) 健診受診者へのインセンティブ付与の取組

事業内容	事業者と協力し、健診受診者に対して特典（インセンティブ）を提供する。 ①ご長寿けんしん割：健康診査及び歯科口腔健診の受診結果を協力施設に提示することで、施設の設定する特典の提供を受ける。 ②いざ、けんしん！キャンペーン：健康診査受診者から50名を抽選し、当選者にカタログギフト券4,000円分を送付する。						
実施時期	①4月1日～翌年3月31日 ②抽選：8月実施 インセンティブ（特典）送付：9月						
対象者	①令和7年度 健康診査及び歯科口腔健診受診者 ②令和6年度 健康診査を受診した被保険者						
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査受診券及び歯科口腔健康診査受診券に同封するチラシ</li> <li>・契約健診機関に配布するポスター</li> <li>・市町村広報紙及びホームページへの掲載</li> <li>・ラジオ番組による広報</li> </ul>						
協力事業所	①大分県旅館ホテル生活衛生同業組合 ②大分県信用組合						
実績	健康診査 受診率 (%)	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
		26.0%	27.0%	28.0%	29.0%	30.0%	30.0%
	歯科口腔健診 受診率 (%)	(受診率 1%/年 向上)					
		28.2	15.4				
		13.5%	14.0%	14.5%	15.0%	15.5%	16.0%
		(受診率 0.5%／年向上)					
		9.55	6.75				

(ク)

## 生活習慣病重症化予防医療受診勧奨事業

事業の概要	健康診査の結果が有所見であり、その後医療機関の受診歴がない被保険者に受診勧奨通知を送付する。また、通知送付後も医療機関の受診歴がない被保険者に対して、電話による再受診勧奨及び指導・相談を実施する。						
実施時期	<p>令和7年4月～令和8年3月まで実施(10月末時点の実施状況記載)</p> <p>勧奨通知 : 令和6年度健診受診(令和6年9月～令和7年7月実施分) 令和7年度健診受診(令和7年9月～10月実施分まで)</p> <p>電話勧奨 : 令和6年度健診受診(令和7年1月～令和7年10月実施分まで) 令和7年度健診受診は未実施(令和8年1月～実施予定)</p> <p>電話勧奨効果検証 : 令和6年度健診受診(令和7年5月～10月実施分まで) 令和7年度健診受診は未実施(令和8年5月～実施予定)</p>						
対象者	前年度及び当該年度の健康診査受診者のうち、「要精密」等の有所見であるが、健康審査の受診日から事業実施までに当該所見における医療機関受診歴がなく、受診勧奨基準値に該当する者						
実施方法	健診受診後4ヶ月後に勧奨通知送付対象者へ受診勧奨通知を送付。送付4ヶ月後も医療機関への受診歴がない者へ電話による再勧奨を実施。電話勧奨4ヶ月後に対象者の医療受診状況を追跡調査、効果検証・評価を行う。						
実績	計画策定期 実績	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
勧奨後医療機 関受診率	67.3% (令和3年度)	70.0%	70% または前年度より増加				
	対象者数(人)	652	279				
	勧奨後 受診者数(人)	416	(R8.1月以降 実績確認)				
	医療機関 受診率(%)	63.8%					
実施内容別 実績	評価対象 ・方法	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
勧奨通知	勧奨通知 実施率	100%					
	対象者数(人)	652	279				
	勧奨通知 実施者数(人)	652	279				
	実施率(%)	100.0%	100.0%				
	勧奨後 受診者数(人)	282	(R8.1月以降 実績確認)				
	医療機関 受診率(%)	43.3%					
電話による 受診勧奨	電話勧奨 実施率	85.5%	85.5% または前年度より増加				
	対象者数(人)	253	(R8.1月以降 実施)				
	電話勧奨 実施者数(人)	178					
	実施率(%)	70.4%					
	勧奨後 受診者数(人)	89					
	医療機関 受診率(%)	50.0%					

(ヶ) 歯科口腔健診要治療判定者受診勧奨事業						
事業内容	歯科口腔健診の結果が要治療判定となった者のうち、歯科医療機関の受診歴がない者を対象者として抽出する。受診勧奨通知の送付と電話による受診勧奨を実施後、歯科医療機関の受診状況を確認する。					
実施時期	令和7年4月～令和8年3月（10月末時点の実施状況記載） 勧奨通知と電話勧奨：令和6年度健診受診（令和6年11月～令和7年4月実施） 令和7年度健診受診（令和7年11月～令和8年4月実施予定で現在未実施）  勧奨実施後効果検証：令和6年度健診受診（令和7年3月～8月実施） 令和7年度健診受診（令和8年3月～8月実施予定で現在未実施）					
対象者	前年度及び当該年度の歯科口腔健診において、「要治療」と判定されたもののうち、健診受診日から当事業実施までに歯科医療機関の受診歴がない者					
実施方法	歯科口腔健診受診4ヶ月後に要治療判定者の受診状況を確認し、勧奨通知を送付後に電話による再勧奨を実施。電話勧奨4ヶ月後に対象者の歯科医療機関の受診状況を追跡調査、効果検証・評価を行う。					
実績	計画策定期実績	目標値				
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)
勧奨後 医療機関 受診率	57.1%	57.5%	58.0%	58.5%	59.0%	59.5%
	対象者数（人）	129	46			
	勧奨後 受診者数（人）	81	—			
	医療機関 受診率（%）	62.8%	—			
実施内容別 実績	計画策定期実績	目標値				
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)
勧奨通知	勧奨通知 実施率	100%				
	対象者数（人）	129	46			
	勧奨通知 実施者数（人）	129	46			
	実施率（%）	100.0%	100.0%			
電話による 受診勧奨	電話勧奨 実施率	82.0%		83.0%		84.0%
	対象者数（人）	127	40			
	電話勧奨 実施者数（人）	91	R7年12月 以降実施			
	実施率（%）	71.7%				
	勧奨後 受診者数（人）	53				
	医療機関 受診率（%）	58.2%				

\* R7.12月実施分まで記載

## (コ) 低栄養（訪問栄養相談事業）

事業内容	対象者に対し、相談員が個別訪問し、栄養、摂食、日常生活等の改善に関する相談支援を行う。訪問業務を業者委託し、実施期間6ヶ月以内に対象者1人につき3回の個別訪問を実施する。なお、かかりつけ医より情報提供を受けることで、対象者の診療情報を把握した上で、より適切な相談支援を実施する。						
実施時期	令和7年7月～12月（6ヶ月間）						
対象者	①令和6年度の健診結果からBMI 20未満かつ令和5年度の健診から体重が2kg以上減少している者 ②令和6年度の健診結果からBMI 25以上かつ血清アルブミン値が3.5g/dL未満の者						
実施方法	委託（対象者のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施での事業対象者は市町村で実施）						
委託先	公益社団法人 大分県栄養士会						
評価指標	計画策定時 実績	目標値					
		2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)	2027年度(R9)	2028年度(R10)	2029年度(R11)
低栄養傾向 (BMI20以下) の者的人数・ 割合	(参考) 7,249人 16.33%	維持または減少					
	9,811人 18.2%	9,734人 18.1%					
実績	67.6%	68.0%	69.0%	70.0%	70%維持または前年度より増加		
	対象者数(人)	614	536				
	訪問 実施者数(人)	402	365				
	実施率(%)	65.5%	68.1%				
	(再)3回訪問 完了者数	236	47				
	実施率(%)	58.7	8.8%				
(効果)	体重1kg以上増 加の人数・割合	88人 (38.9%)	14人 (33.3%)				
	体重±1kg維 持の人数・割合	128人 (54.2%)	25人 (53.2%)				
	体重1kg以上減 少の人数・割合	10人 (30%)	2人 (40%)				

(サ)

## 歯科口腔相談事業

事業内容	<p>①嚥下機能低下者 訪問相談員（言語聴覚士）が対象者ひとりにつき3回の訪問を実施し、嚥下機能・口腔機能の改善に関する訓練や相談・支援を行う。また、口腔内の衛生指導について、訪問相談員（歯科衛生士）が2回目以降の訪問に1回同行し、相談・支援を行う。</p> <p>②要治療判定未受診者 訪問相談員（歯科衛生士）が口腔内の衛生状態の確認や清掃指導等について、対象者ひとりにつき2回の訪問を実施し、リスクの改善・重症化予防ができるよう相談・支援を行う。</p>						
	<p>①令和7年7月～12月（6ヶ月間）　②令和7年8月～12月（5ヶ月間）</p>						
対象者	<p>①前年度の歯科口腔健診の結果から嚥下機能検査で「問題あり」「判定不能」と判定された者、または「未実施」の被保険者（要介護3以上の者を除く） ②前年度の歯科口腔健診の結果から「歯科口腔健診要治療判定者受診勧奨」後も、歯科医療機関を未受診の被保険者</p>						
実施方法	<p>①嚥下機能低下者 対象者を抽出し、相談員が嚥下機能・口腔機能の改善に関する訓練や相談・支援を行う。 訪問業務を委託し、実施期間6ヶ月以内に対象者1人につき3回の個別訪問実施する。</p> <p>②要治療判定未受診者 対象者を抽出し、相談員が口腔内の衛生状態の確認や清掃指導等を行う。 訪問業務を業者委託し、実施期間5ヶ月以内に対象者1人につき2回の訪問を実施する。</p>						
委託先	<p>①大分県言語聴覚士協会・大分県歯科衛生士会　②大分県歯科衛生士会</p>						
実績	計画策定時 実績	目標値					
訪問指導 実施率 (①嚥下機能 低下者)	70.1%	70%以上または前年度より増加					
	対象者数（人）	199	227				
	訪問実施者数（人）	135	128				
	実施率（%）	67.8%	56.4%				
	40.4%	45%以上または前年度より増加					
	（再）3回訪問完了者数（人）	27	12				
訪問指導 実施率 (②要治療判 定未受診者)	実施率（%）	20.0%	9.4%				
	51.9%	55%以上または前年度より増加					
	対象者数（人）	116	66				
	訪問実施者数（人）	68	40				
	実施率（%）	58.6%	60.6%				
	64.2%	70%以上または前年度より増加					
	（再）2回訪問完了者数（人）	48	19				
	実施率（%）	70.6%	47.5%				

(シ) 健康状態不明者訪問指導							
事業の概要	KDBより健康診査未受診かつ医療機関の受診歴がない健康状態が不明な被保険者を抽出し、個別訪問により健康状態を把握するとともに、必要な健診・医療及び各種サービス等へ接続する。訪問業務を業者委託し、実施期間7ヶ月以内に対象者1人につき1回の個別訪問を実施する。						
実施時期	令和7年7月～令和8年1月（7ヶ月間）						
対象者	健康診査の受診及び医療レセプトを5年（当該年度を含まない）有しない健康状態が不明な被保険者 ・年齢76歳～90歳未満かつ要介護2までの者						
実施方法	委託（対象者のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施での事業対象者は市町村で実施）						
委託先	（株）日本医事保険教育協会						
実績	計画策定時 実績	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
健康状態 不明者の 割合の減少	2.03%	維持または減少					
	対象者数（人）	4,007	3,340				
	割合（%）	2.1	1.7				
実施状況	41.1%	50%	維持または増加				
	対象者数(人)	543	526				
	訪問 実施者数(人)	301	272				
(効果)	実施後健診 受診者数(人)	10	—				
	受診率（%）	3.3	—				

(ス)

## 重複・頻回受診者等訪問指導事業

事業の概要	【重複・頻回】 【多剤】 対象者に対し、保健師等の健康相談員が健康相談、適正受診・服薬について相談・支援を行う。訪問業務を委託し、実施期間6ヶ月内に対象者1人につき2回の個別訪問を実施する。						
実施時期	令和7年7月～12月（6ヶ月間）						
対象者	①同一疾病で1ヶ月に2医療機関以上受診した医療レセプトを連続する3ヶ月間保有する者 (歯科及び調剤を除く。) ②1ヶ月間に15日以上の診療実日数がある医療レセプトを連続する3ヶ月間保有する者 ③1ヶ月に同一薬剤又は同様の効能・効果を持つ薬剤を3医療機関以上から処方のある者 ④同一月に、20剤以上かつ90日以上の処方を受けている者						
実施方法	訪問業務を業者に委託し、訪問実施期間内に受託業者の訪問指導員（保健師、看護師、管理栄養士等）が対象者ひとりにつき2回の訪問指導を実施する。						
委託先	株式会社 日本医事保険教育協会						
実績	計画策定時 実績	目標値					
	2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)	2027年度(R9)	2028年度(R10)	2029年度(R11)	
重複・頻回 受診 訪問 相談	46.2%	50%以上					
	対象者数(人)	366	279				
	訪問実施者数(人)	250	185				
	実施率(%)	68.3%	66.3%				
(効果)	1ヶ月当たりの効果額(円)	3,579,300	—				
	1人当たり・ 1ヶ月当たりの効果額(円)	23,092	—				
	67.6%	68.0%以上 (0.5%/年 向上)					
	訪問実施後の改善者数(人)	155	—				
	改善割合	62.0%	—				
重複・多剤 服薬 訪問 相談	61.3%	維持または増加					
	対象者数(人)	231	223				
	訪問実施者数(人)	137	143				
	実施率(%)	59.3%	64.1%				
(効果)	1ヶ月当たりの効果額(円)	350,877	—				
	1人当たり・ 1ヶ月当たりの効果額(円)	2,618	—				
	—	維持または増加					
	訪問実施後の改善者数(人)	79	—				
	改善割合(%)	58.09%	—				

## (セ) 後発(ジェネリック)医薬品普及促進事業

事業の概要	後発医薬品に切り替えた場合に、月額500円以上の自己負担額の軽減が見込まれる被保険者に対し、後発医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付し、後発医薬品の利用を促す。年2回に分けて個別に差額通知を送付する。						
実施時期	令和7年9月（令和8年2月予定としていましたが送付しません。）						
対象者	ジェネリック医薬品が存在し、切り替えた場合に月額500円以上の自己負担額の軽減が見込まれる者						
実施方法	対象者へ年2回個別に差額通知を送付						
委託先	当広域連合及び一部業務を国保連合会へ委託						
実績	計画策定期 実績	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
後発医薬品の普及率の向上	81.2% (令和4年9月時点)	80%以上を維持または前年度より増加					
		89.1%	(参考) 89.9% (R7年3月時点)				
通知	通知者数 (人)	1,721	848				
	通知後 切り替え者数 (人)	361	最終評価 R8年6月 以降実施				
(効果)	切り替え率 (%)	20.98%					
	効果額 (円)	1,607,050					
	切り替え 1人当たり 効果額 (円)	4,451.66					
(再掲) 1回目通知	1回目 通知者数 (人)	1,153	848				
	通知後 切り替え者数 (人)	301	最終評価 R8年1月 以降実施				
(効果)	切り替え率 (%)	26.11%					
	効果額	1,307,800					
	切り替え 1人当たり 効果額 (円)	4,344.85					
(再掲) 2回目通知	2回目 通知者数 (人)	568	令和8年2月 実施予定⇒中止へ				
	通知後 切り替え者数 (人)	60					
(効果)	切り替え率 (%)	10.56%					
	効果額 (円)	299,250					
	切り替え 1人当たり 効果額 (円)	4,987.50					

(ソ)

## 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

事業内容	大分広域と市町村が委託契約を締結し、事業を受託した市町村は域内の後期高齢者への保健事業と介護予防事業を一体的に実施する。 ＜市町村に委託する業務＞ ①事業の企画・調整等 ②地域の健康課題の分析・対象者の把握 ③医療関係団体等との連絡調整 ④高齢者に対する支援					
実施状況	<p>【企画担当者交流会】 オンライン開催            日 時：令和7年9月22日（月）, 24日（水）11：00～11：45 （いづれか1日に参加）            対 象：企画調整等医療専門職担当者            内 容：事業説明および連絡事項</p> <p>【高齢者の保健事業セミナー】 参集開催            日 時：令和7年10月9日（木）13:30～16:00            対 象：市町村の国保・後期高齢者・介護・保健事業および県福祉保健部（保健所含む）の担当者            内 容：大分県における高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的推進            （広域連合より、事業推進に係る情報提供）            研修動画の事前視聴、集約レポートを活用した評価指標の説明、グループワークでの意見交換            * 広域連合・大分県国民健康保険団体連合主催、大分県共催</p>					
実績 (R6は当初計 画の数字)	計画策定時 実績	目標値				
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)
低栄養事業 実施市町村 数・割合	2市町村 (11.1%)	4市町村 (22.2%)		5市町村 (27.8%)		
		4市町村 (22.2%)	6市町村 (33.3%)			
対象者数・ 割合（※）	2市町村 (11.1%)	1,311人 0.6%				
口腔事業 実施市町村 数・割合	2市町村 (11.1%)	4市町村 (22.2%)		5市町村 (27.8%)		
		4市町村 (22.2%)	5市町村 (27.8%)			
対象者数・ 割合（※）	2市町村 (11.1%)	7,369人 3.6%				
服薬(重複・ 多剤)事業 実施市町村 数・割合	1市町村 (5.5%)	2市町村 (11.1%)		3市町村 (16.7%)		
		2市町村 (11.1%)	2市町村 (11.1%)			
対象者数・ 割合（※）	1市町村 (5.5%)	5,054人 2.4%				
重症化予防 (糖尿病性腎症) 事業実施 市町村数 ・割合	11市町村 (61.1%)	17市町村 (94.4%)	18市町村 (100.0%)			
		18市町村 (100.0%)	18市町村 (100%)			
対象者数・ 割合（※）	11市町村 (61.1%)	9,480人 4.6%				
重症化予防 (その他身体 的フレイル を含む)事業 実施市町村 数・割合	6市町村 (33.3%)	11市町村 (61.1%)	12市町村 (66.7%)	13市町村 (72.2%)		14市町村 (77.8%)
		11市町村 (61.1%)	11市町村 (61.1%)			
対象者数・ 割合（※）	6市町村 (33.3%)	1,842人 0.8%				
健康状態 不明者事業 実施市町村 数・割合	9市町村 (50.0%)	11市町村 (61.1%)		13市町村 (72.2%)		
		13市町村 (72.2%)	12市町村 (66.7%)			
対象者数・ 割合（※）	9市町村 (50.0%)	2,526人 1.2%				

(※) 対象者数・割合は、広域全体で事業に該当する対象者数と被保険者数に対しての割合を掲載しています。

#### (4) 令和8年度保険者機能強化事業

(ア) レセプト点検	
事業内容	大分県後期高齢者医療広域連合レセプト点検調査実施計画及び診療報酬明細書点検調査事務処理要領に基づき、保険医療機関から提出される毎月約 500,000件のレセプトを点検し、給付の適正化を図る。
委託先	大分県国民健康保険団体連合会

(イ) 第3者求償事務（交通事故等）	
事業内容	交通事故等の第三者の不法行為によって保険給付が生じた場合、保険者（広域連合）が立て替えた医療費等を、加害者に対して損害賠償請求をする。
委託先	大分県国民健康保険団体連合会

(ウ) 医療費通知	
事業内容	自身の健康と負担した医療費に対する認識の向上を目的に、被保険者に対して医療費通知を送付する。
対象者	医科、歯科、調剤、訪問看護、柔整、あん摩マッサージ、はり・きゅう、入院時の食事・生活療養費の受診者
発送時期	年3回（6月、10月、2月）、それぞれ4ヶ月分を発送

(エ) 健康診査	
事業内容	被保険者（入所者、長期入院者は除く）に対し、問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査（血清クレアチニン、eGFR及び血清アルブミン含む）と、詳細検査項目（医師の判断に基づき実施する項目）として心電図検査・貧血検査・眼底検査を契約医療機関又は各市町村が行う集団健診で実施する。 受診率向上のため、広報を積極的に行い、被保険者に対し受診行動を促す。
実施時期	令和8年4月1日～令和9年3月31日
実施場所	①集団方式：市町村が行う健康診査と同じ場所 ②大分県医師会及び大分県医師会非会員医療機関
対象者	被保険者（入所者、長期入院者等は除く）
実施方法	無料で受診できる健康診査受診券を送付し、契約医療機関等において健康診査を受診する。

(オ) 健康診査受診勧奨	
事業内容	①契約実施機関及び市町村に令和8年度の健康診査受診券を掲載した受診勧奨ポスターを配布し、健康診査の広報を行う。 ②特定健診等データ管理システム、KDBシステムを活用し対象者を抽出し、健康診査の受診勧奨通知を送付する。
実施時期	①令和8年4月 送付予定 ②令和8年10月～11月ごろ 送付予定
実施方法	①契約実施機関及び市町村へに受診勧奨用のポスターを配布し広報を行う。 ②健康診査受診勧奨通知に、健康診査受診券機能を追加した通知を送付する。

(カ) 歯科口腔健診事業	
事業内容	事業の対象となる被保険者に対して、歯科口腔健診受診券を送付し、契約歯科医療機関において歯科口腔健診を実施する。
実施時期	令和8年7月1日～令和8年12月28日実施予定
実施場所	大分県歯科医師会及び大分県歯科医師会非会員の歯科医療機関
対象者	当該年度に76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える被保険者（施設入所・長期入院等 除く）

(キ) 健診受診者へのインセンティブ付与の取組	
事業内容	事業者と協力し、健診受診者に対して特典（インセンティブ）を提供する。 ①ご長寿けんしん割：健康診査及び歯科口腔健診の受診結果を協力施設に提示することで、施設の設定する特典の提供を受ける。 ②いざ、けんしん！キャンペーン：健康診査受診者から50名を抽選し、当選者に「お肉ギフト券」4,000円分を送付する。
実施時期	①4月1日～翌年3月31日 ②抽選：8月実施 インセンティブ（特典）送付：9月
対象者	①令和7年度 健康診査及び歯科口腔健診受診者 ②令和7年度 健康診査を受診した被保険者
周知方法	・健康診査受診券及び歯科口腔健康診査受診券に同封するチラシ ・契約健診機関に配布するポスター ・市町村広報紙及びホームページへの掲載 ・ラジオ番組による広報
協力事業所	①大分県旅館ホテル生活衛生同業組合 ②大分県信用組合

(ク) 生活習慣病重症化予防医療受診勧奨事業	
事業の概要	健康診査の結果が有所見であり、その後医療機関の受診歴がない被保険者に受診勧奨通知を送付する。また、通知送付後も医療機関の受診歴がない被保険者に対して、電話による再受診勧奨及び指導・相談を実施する。
実施時期	令和8年4月～令和9年3月まで実施 勧奨通知：令和7年度12月健診分～令和8年度11月健診分 電話勧奨：令和7年8月健診分～令和8年7月健診分
対象者	前年度及び当該年度の健康診査受診者のうち、「要精密」等の有所見であるが、健康審査の受診日から事業実施までに当該所見における医療機関受診歴がなく、受診勧奨基準値に該当する者
実施方法	健診受診後4ヶ月後に勧奨通知送付対象者へ受診勧奨通知を送付。送付4ヶ月後も医療機関への受診歴がない者へ電話による再勧奨を実施。電話勧奨4ヶ月後に対象者の医療受診状況を追跡調査、効果検証・評価を行う。

(ケ) 歯科口腔健診要治療判定者受診勧奨事業	
事業内容	歯科口腔健診の結果が要治療判定となった者のうち、歯科医療機関の受診歴がない者を対象者として抽出する。受診勧奨通知の送付と電話による受診勧奨を実施後、歯科医療機関の受診状況を確認する。
実施時期	令和8年4月～令和9年3月 勧奨通知および電話勧奨実施時期： 令和8年4月（令和7年12月歯科健診分）令和8年11月～令和9年3月（令和8年7月～11月歯科健診分）
対象者	前年度及び当該年度の歯科口腔健診において、「要治療」と判定されたもののうち、健診受診日から当事業実施までに歯科医療機関の受診歴がない者
実施方法	歯科口腔健診受診4ヶ月後に要治療判定者の受診状況を確認し、勧奨通知を送付後に電話による再勧奨を実施。電話勧奨4ヶ月後に対象者の歯科医療機関の受診状況を追跡調査、効果検証・評価を行う。

(コ) 低栄養（訪問栄養相談事業）	
事業内容	対象者に対し、相談員が個別訪問し、栄養、摂食、日常生活等の改善に関する相談支援を行う。 訪問業務を業者委託し、実施期間6ヶ月以内に対象者1人につき3回の個別訪問を実施する。 なお、かかりつけ医より情報提供を受けることで、対象者の診療情報を把握した上で、より適切な相談支援を実施する。
実施時期(予定)	令和8年7月～12月（6ヶ月間）
対象者(予定)	①令和7年度の健診結果からBMI 20未満かつ令和6年度の健診から体重が2kg以上減少している者 ②令和7年度の健診結果からBMI 25以上かつ血清アルブミン値が3.5g/dL未満の者
実施方法	委託（対象者のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施での事業対象者は市町村で実施）

(サ) 齢別・性別別口腔相談事業

事業内容	<p>①嚥下機能低下者 訪問相談員（言語聴覚士）が対象者ひとりにつき3回の訪問を実施し、嚥下機能・口腔機能の改善に関する訓練や相談・支援を行う。また、口腔内の衛生指導について、訪問相談員（歯科衛生士）が2回目以降の訪問に1回同行し、相談・支援を行う。</p> <p>②要治療判定未受診者 訪問相談員（歯科衛生士）が口腔内の衛生状態の確認や清掃指導等について、対象者ひとりにつき2回の訪問を実施し、リスクの改善・重症化予防ができるよう相談・支援を行う。</p>
実施時期	①令和8年6月～12月（7ヶ月間） ②令和8年8月～12月（5ヶ月間）
対象者	<p>①前年度の歯科口腔健診の結果から嚥下機能検査で「問題あり」「判定不能」と判定された者、または「未実施」の被保険者（要介護3以上の者を除く）及び舌口唇機能検査で「不明瞭」と判定された者</p> <p>②前年度の歯科口腔健診の結果から「歯科口腔健診要治療判定者受診勧奨」後も、歯科医療機関を未受診の被保険者</p>
実施方法	<p>①嚥下機能低下者 対象者を抽出し、相談員が嚥下機能・口腔機能の改善に関する訓練や相談・支援を行う。 訪問業務を委託し、実施期間6ヶ月以内に対象者1人につき3回の個別訪問実施する。</p> <p>②要治療判定未受診者 対象者を抽出し、相談員が口腔内の衛生状態の確認や清掃指導等を行う。 訪問業務を業者委託し、実施期間5ヶ月以内に対象者1人につき2回の訪問を実施する。</p>

(シ) 健康状態不明者訪問指導

事業の概要	KDBより健康診査未受診かつ医療機関の受診歴がない健康状態が不明な被保険者を抽出し、個別訪問により健康状態を把握するとともに、必要な健診・医療及び各種サービス等へ接続する。 訪問業務を業者委託し、実施期間7ヶ月以内に対象者1人につき1回の個別訪問を実施する。
実施時期	令和8年7月～令和9年1月（7ヶ月間）
対象者	健康診査の受診及び医療レセプトを5年（当該年度を含まない）有しない健康状態が不明な被保険者 ・年齢76歳～90歳未満かつ要介護2までの者
実施方法	委託（対象者のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施での事業対象者は市町村で実施）

(ス) 重複・頻回受診者等訪問指導事業

事業の概要	【重複・頻回】【多剤】 対象者に対し、保健師等の健康相談員が健康相談、適正受診・服薬について相談・支援を行う。訪問業務を委託し、実施期間6ヶ月内に対象者1人につき2回の個別訪問を実施する。
実施時期	令和8年7月～12月（6ヶ月間）
対象者	<p>①同一疾病で1ヶ月に2医療機関以上受診した医療レセプトを連続する3ヶ月間保有する者 (歯科及び調剤を除く。)</p> <p>②1ヶ月間に15日以上の診療実日数がある医療レセプトを連続する3ヶ月間保有する者</p> <p>③1ヶ月に同一薬剤又は同様の効能・効果を持つ薬剤を3医療機関以上から処方のある者</p> <p>④同一月に、20剤以上かつ90日以上の処方を受けている者</p>
実施方法	訪問業務を業者に委託し、訪問実施期間内に受託業者の訪問指導員（保健師、看護師、管理栄養士等）が対象者ひとりにつき2回の訪問指導を実施する。

(セ) 後発(ジェネリック)医薬品普及促進事業

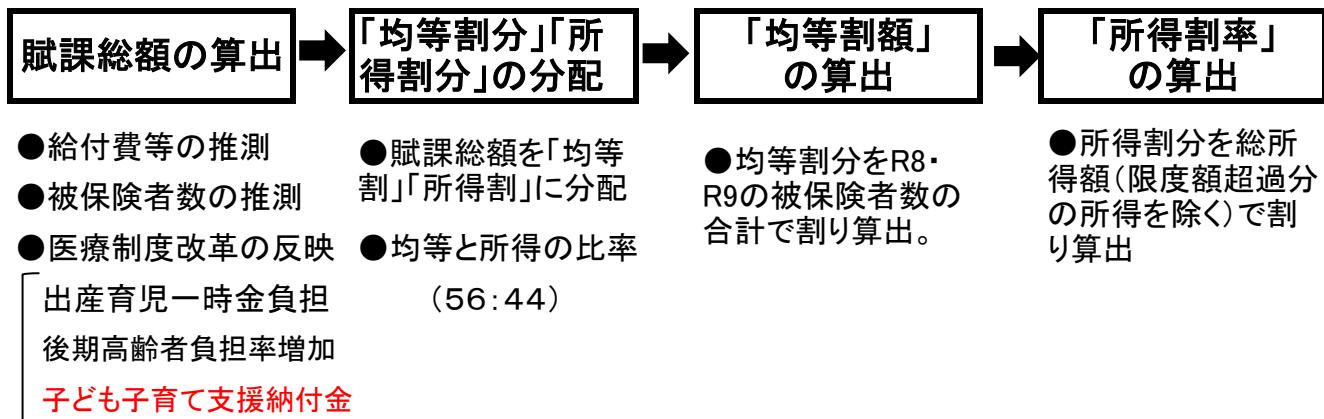
事業の概要	後発医薬品に切り替えた場合に、月額500円以上の自己負担額の軽減が見込まれる被保険者に対し、後発医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付し、後発医薬品の利用を促す。年1回、個別に差額通知を送付する。
実施時期	令和8年9月 発送予定
対象者	ジェネリック医薬品が存在し、切り替えた場合に月額500円以上の自己負担額の軽減が見込まれる者
実施方法	対象者へ年1回個別に差額通知を送付

(ソ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
事業内容	<p>大分広域と市町村が委託契約を締結し、事業を受託した市町村は域内の後期高齢者への保健事業と介護予防事業を一体的に実施する。</p> <p>市町村に委託する業務            ①事業の企画・調整等            ②地域の健康課題の分析・対象者の把握            ③医療関係団体等との連絡調整            ④高齢者に対する支援</p>
実施内容	<p>(事業の企画・調整) : 4月～5月前年度実績報告、            5月～6月当該年度の実施計画申請、            9月～2月事業の進捗状況の確認（不定期）            2月～3月市町村ヒアリング</p> <p>(関係団体等との連絡調整) :            4月～5月大分県関係課及び大分県国民健康保険団体連合と事業実施に関する協議            8月～9月研修会に向けて協議 等必要時協議を実施</p> <p>(研修会) 9月～10月ごろ：            企画担当者交流会の実施            高齢者の保健事業セミナーの実施</p>

(タ) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画） 中間評価 * 令和8年度に限り実施	
事業内容	第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・計画期間令和6年度～令和11年度において、計画推進期間の中間ににおける計画の評価及び修正を実施する。
実施内容	<p>実施方法：健康・医療情報を分析を行い、計画中間年の評価を実施する。            分析内容及び計画の進捗状況を把握したうえで、課題解決に向けた計画の修正を実施する。            計画の評価を実施するにあたり、国保連合会の支援評価委員会も活用し有識者から助言を得る。            中間評価後の計画について、市町村及び関係機関等へ周知及びホームページ等で公表する。</p> <p>スケジュール：            4月～9月 : 健康医療情報の分析及び計画の進捗状況の把握            9月～12月 : 中間評価及び計画修正（案）作成            12月～令和9年2月 : 関係会議での報告及び決裁            令和9年3月 : 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）中間評価 公表</p>

## (5)令和8・9年度保険料率(案)について

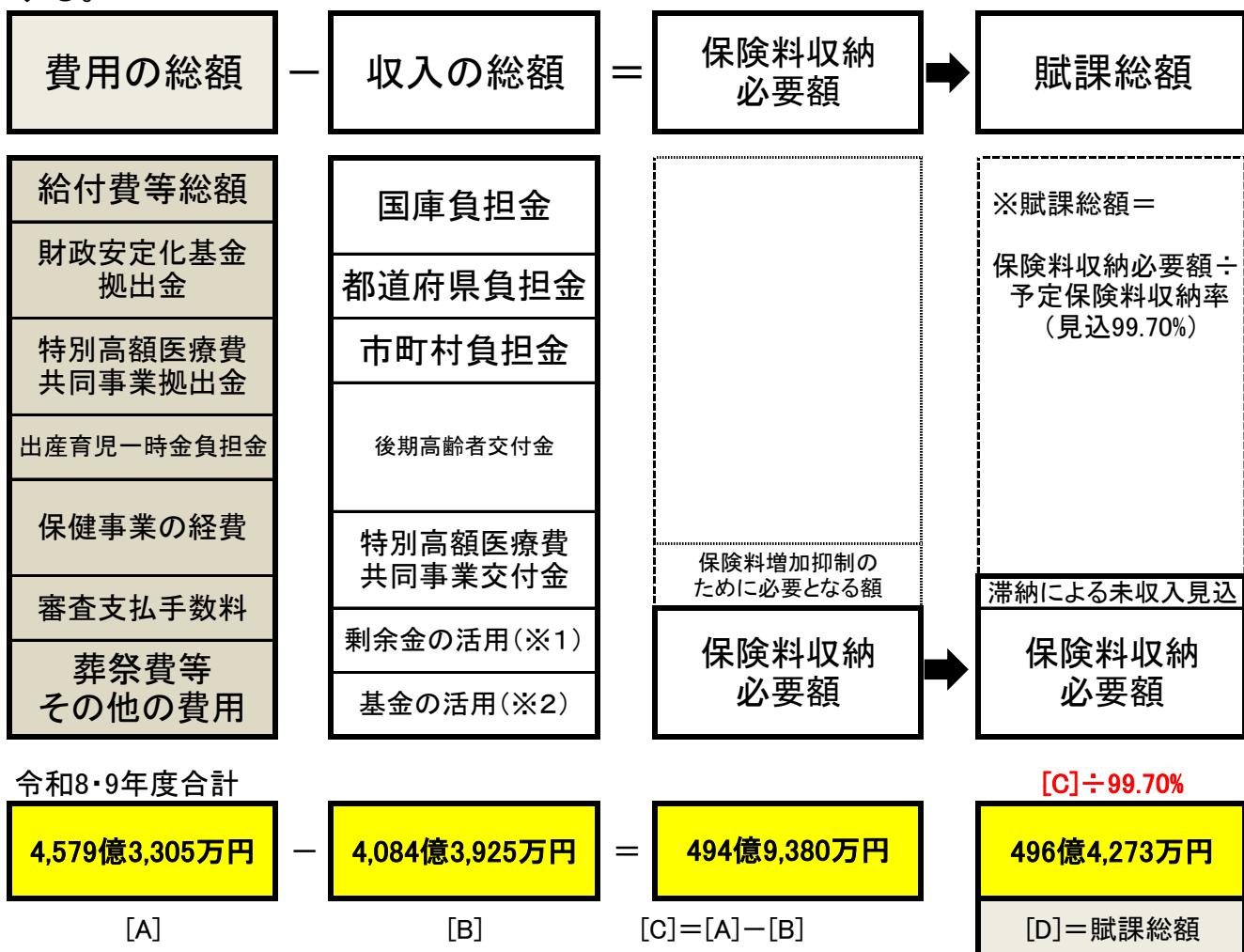
### [1]保険料率試算に向けた動き



### [2]保険料賦課総額の算出について

#### 【医療分】

■安定した財政運営を行うため、2年単位で費用と収入を見込み賦課総額を算出する。

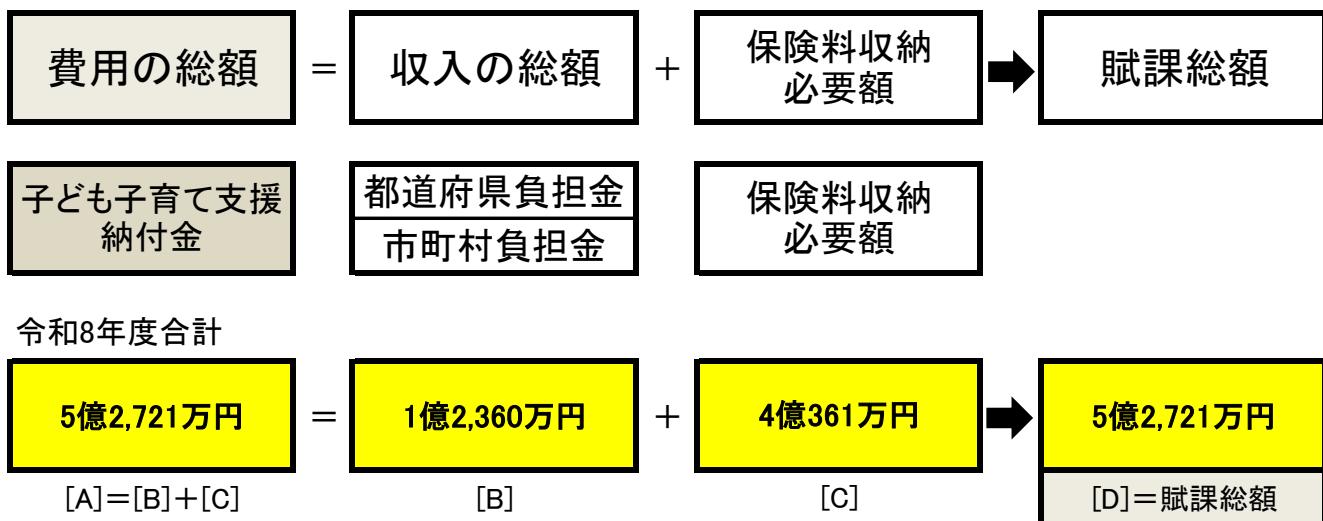


※1 令和7年度末の剩余金見込については、10億5800万円を想定している。

※2 県財政安定化基金の繰入については、県との協議の結果、今回の試算に11億円を含んでいる。

## 【子ども子育て支援金分】

■年単位で費用と収入を見込み賦課総額を算出する。



### [3]「均等割分」と「所得割分」の分配

■賦課総額を「均等割分(均等に徴収する額)」と「所得割分(所得に応じて徴収する額)」に分ける。

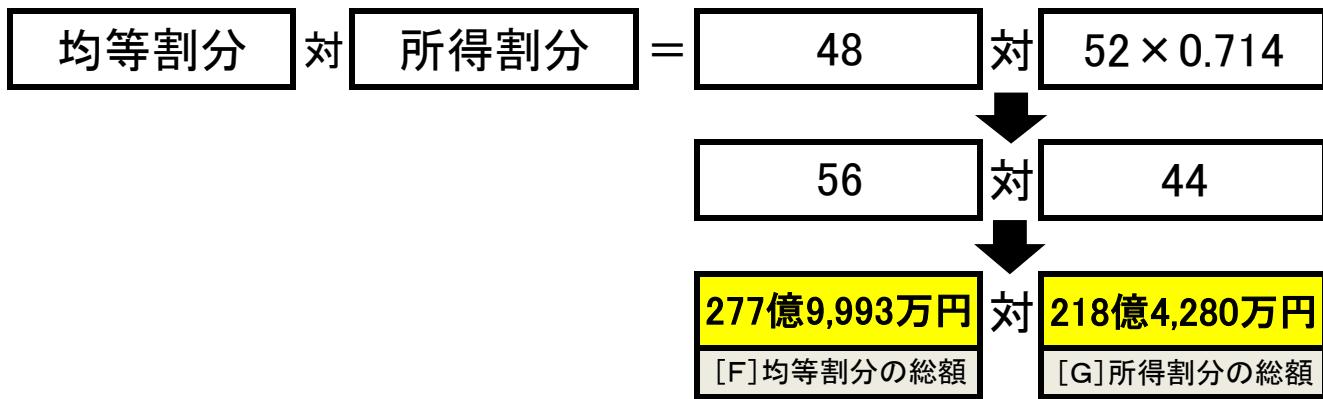
■医療分 「均等割分」:「所得割分」=48:52×所得係数0.714=56:44

■子ども子育て分 「均等割分」:「所得割分」=48:52×所得係数0.733=56:44

※所得係数…大分県の後期高齢者医療被保険者一人当たり所得を全国の一人当たり所得で除したもの

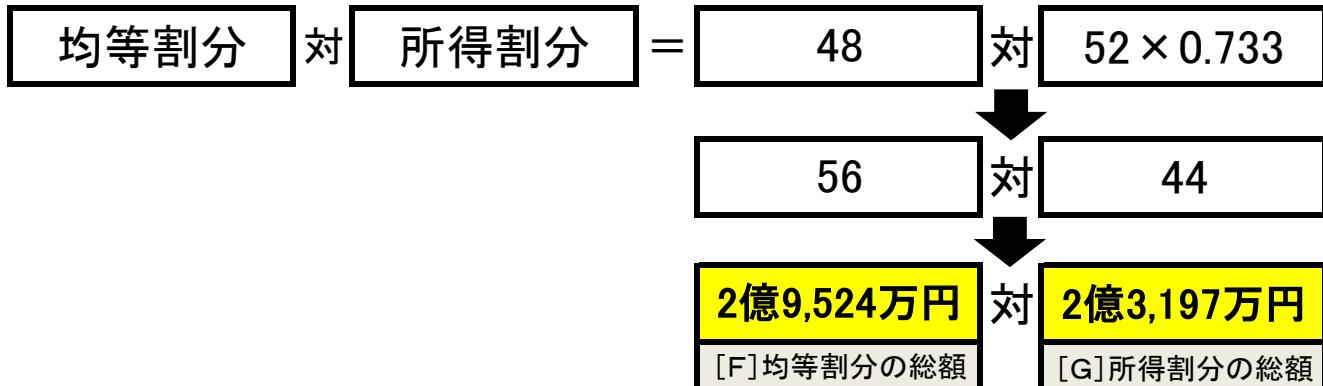
#### 【医療分】

令和8・9年度合計



#### 【子ども子育て支援金分】

令和8年度



## [4]均等割額の算出について

■均等割分の総額を令和8・9年度の被保険者数の合計見込で除して一人当たりの均等割額を算出する。

【医療分】

$$\boxed{\text{均等割分}} \div \boxed{\text{令和8・9年度被保険者数の合計見込}} = \boxed{\text{均等割額}}$$

※試算結果

$$\boxed{277\text{億}9,993\text{万円}} \div \boxed{433,505\text{人}} = \boxed{64,200\text{円}}$$

[F]均等割分の総額 [H] 均等割額試算結果

【子ども子育て支援金分】(令和8年度分)

$$\boxed{\text{均等割分}} \div \boxed{\text{令和8年度被保険者数の合計見込}} = \boxed{\text{均等割額}}$$

※試算結果

$$\boxed{2\text{億}9,524\text{万円}} \div \boxed{215,521\text{人}} = \boxed{1,400\text{円}}$$

[F]均等割分の総額 [H] 均等割額試算結果

## [5]所得割率の算出について

■所得割分の総額を令和8・9年度の被保険者の総所得金額等(限度額超過分の所得を除く)で除して所得割率を算出する。

【医療分】

$$\boxed{\text{所得割分}} \div \boxed{\text{総所得金額  
(限度額超過分所得除く)}} = \boxed{\text{所得割率}}$$

※試算結果

$$\boxed{218\text{億}4,280\text{万円}} \div \boxed{1,941\text{億}5.822\text{万円  
(※4)}} = \boxed{11.25\%}$$

[G]所得割分の総額 [I] 所得割率試算結果

【子ども子育て支援金分】(令和8年度分)

$$\boxed{\text{所得割分}} \div \boxed{\text{総所得金額  
(限度額超過分所得除く)}} = \boxed{\text{所得割率}}$$

※試算結果

$$\boxed{2\text{億}3,197\text{万円}} \div \boxed{974\text{億}894\text{万円  
(※4)}} = \boxed{0.24\%}$$

[G]所得割分の総額 [I] 所得割率試算結果

※4 限度額超過分を除いた試算結果より逆算

## [6]試算結果による保険料率の状況

対象年度 (特定期間)	令和6・7年度	令和8・9年度 (医療分)	令和8年度 (子ども子育て 分)	令和8年度 合 計	増減
均等割額	59,200 円	64,200円	1,400円	65,600 円	6,400円
所得割率  (令和6年度激変緩和用)	11.55% (10.62%)	11.25%	0.24%	11.49%	▲0.06%
賦課限度額  (令和6年度激変緩和用)	800,000 円  (730,000円)	850,000円	21,000円	871,000円	71,000円
初年度軽減後 一人当保険料額 (見込み)	6年 77,781円	8年度 86,390円	8年度 1,867円	8年度 88,257円	10,476円
次年度軽減後 一人当保険料額 (見込み)	7年 78,511円	9年度 88,383円	9年度 $\alpha$	9年度 88,383円 + $\alpha$	9,892円 + $\alpha$

# 保険料率に影響する主な要因

## 1 被保険者一人当たり医療費の推測

令和7年3月以降、医療費全体が伸びており、被保険者数の伸びを超えていたため、一人当たりの医療費は4~5%程度の伸びを想定している。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
一人当医療費	1,077,044円	1,112,585円	1,160,640円	1,214,622円
対前年度伸び率	0.17%	3.30%	4.32%	4.65%
実績・見込	実績	見込み	見込み	見込み

※試算2回目の通知において診療報酬改定の具体的な数値が示され、診療報酬△3.09%、薬価△0.86%、材料価格△0.01%、全体で療養給付費が2.22%引き上げられた。上記数字にはこの内容が反映させている。

## 2 後期高齢者医療被保険者数の伸び

団塊世代の75歳到達が令和7年度で終わることもあり、被保険者数が21万人を超えた後は、1~2%程度の伸びを想定している。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
被保険者数	207,328人	211,342人	215,525人	217,984人
対前年度伸び率	3.05%	1.93%	1.98%	1.14%
実績・見込	実績	見込み	見込み	見込み

## 3 医療制度改革の反映

### ア 子ども子育て支援金の負担金額

今回の医療制度改革では、後期高齢者に対しても子ども子育て支援金の負担が求められることになった。

令和8年度	均等割	1,400円
	所得割	0.24%

※令和9年度分は令和8年度に試算する。

### イ 後期高齢者負担率の増加

世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、それぞれの負担割合を変えていく仕組みが導入されているが、今回の医療制度改革では負担率を前回よりも増加させることで、現役世代の負担軽減を図っている。

対象年度(特定期間)	令和6・7年度	令和8・9年度	差
制度改正あり	12.67%	13.27%	0.60%
制度改正なし	12.24%		1.03%

### ウ 出産育児支援金の負担金額

令和6年度から後期高齢者に対しても出産育児支援金全体の7%の負担が求められることになった。令和6・7年度は激変緩和措置により7%の2分の1の負担となったが、令和8年度に激変緩和措置が終了することから、その影響額を算出することになった。

### (2年度分の影響額)

260億円 × 令和6年度各広域連合の被保険者数 / 令和6年度全国の被保険者数(20,092千人)

### エ 高額療養費負担金の基準額の見直し

高額療養費負担金の対象となるレセプトの基準額を80万円から85万円に引き上げることになった。これにより高額療養費公費負担額(国庫負担分及び都道府県負担分)が減額されることから影響額を算出することになった。

## 才 賦課限度額の増額

賦課限度額が80万円から85万円に増加した。

子ども分の賦課限度額は2万1千円となった。

## 4 軽減判定所得の変更

試算2回目の通知にて、経済の動向等を理由に、令和8年度の低所得者への軽減判定所得の変更が伝えられる。

### 【2割軽減】

(現行) 43万円 + 56万円 × 被保険者数

(変更後) 43万円 + 57万円 × 被保険者数

### 【5割軽減】

(現行) 43万円 + 30.5万円 × 被保険者数

(変更後) 43万円 + 31万円 × 被保険者数

### 【7割軽減】

令和8・9年度は広域連合の判断で、特別調整交付金により、7割軽減の対象者に均等割保険料(医療分)を更に0.2割軽減できるとなった。

## 5 給与所得控除の変更

給与所得控除額を給与等の金額が190万円未満について、10万円を引き下げる。

## 6 剰余金と県財政安定化基金の活用

令和7年度末の剰余金見込については、10億5,800万円を想定している。財政安定化基金は剰余金が出る令和7年度は活用せず、令和9年度末に11億円を活用する予定で試算する。なお、今回県と協議の結果、県財政安定化基金からの繰入11億円を算定式に含んでいる。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実質剰余金	8億1,400万円	13億9,600万円	10億5,800万円	0円
財政安定化基金	0円	13億円→0円	0円	11億円